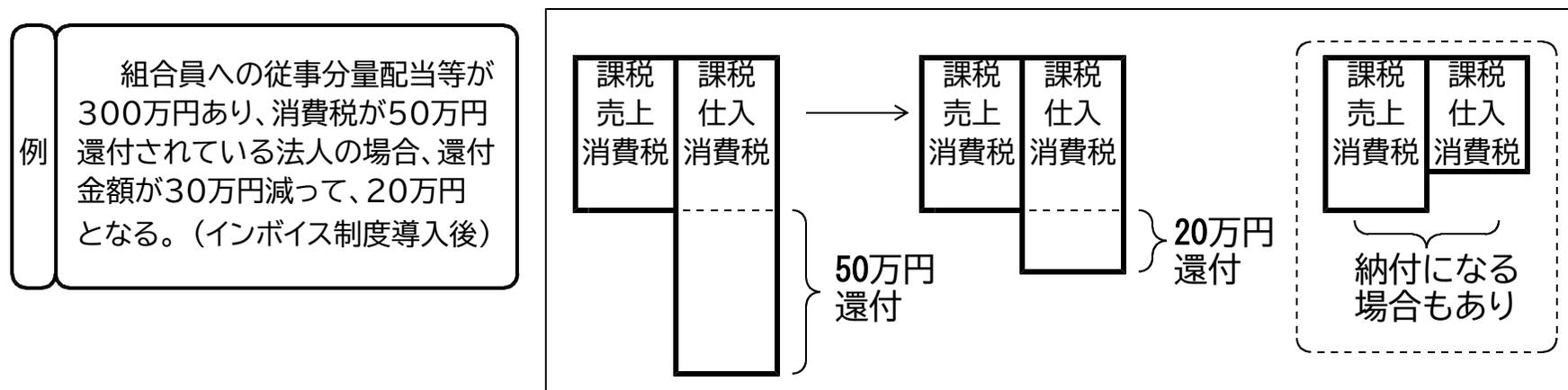


消費税インボイス制度に対応するための検討は済みましたか？

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されることに伴う対応策の検討等が必要です。

1. 従事分量配当等を支給する農事組合法人は、消費税還付額が減ることの試算・対策を！

- (1) 従事分量配当のほか、組合員へ支払う農機具等の賃借料、水管理等の作業委託費等を含めて試算を！
- (2) 制度導入後3年間は80%、次の3年間は50%の課税仕入れが可能であるが、還付が納税になる場合あり
- (3) 経営内容によっては制度導入開始から課税になる場合もあり、「課税事業者の選択」有無に注意を！



2. インボイスの登録申請は、売上先からインボイスの交付を求められるかどうかで判断を！

- (1) 農協特例等交付義務の免除や交付方法の特例に留意して判断を！
- (2) 登録申請する場合、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を所轄税務署へ提出！
- (3) 制度導入開始の令和5年10月1日から登録事業者になる場合、令和5年3月31日とされていた申請期限が令和5年9月30日まで延長！
※ 令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能。登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、遡って登録を受けたものとみなされる。

<インボイス制度導入に伴う対応策の検討事項>

① 従事分量配当等を課税仕入れにし法人として還付を継続するためには、各組合員がインボイス登録事業者の申請が必要。各組合員はインボイス登録事業者となるのか、登録事業者となることを各組合員毎の選択とするのか、検討が必要。

- 組合員は登録事業者になると、所得税に加え、消費税の確定申告・納税が必要
- 検討の前に、組合員が課税事業者であるか、免税事業者であるかまずは確認を！
- 組合員が免税事業者である場合、消費税相当額をこれまでどおり含めて支給するか差し引いて支給するかの検討も必要

↓
組合員が登録事業者とならない場合は、数年後には消費税が還付ではなく納付になるかも？その場合は、

② 課税売上高1,000万円以下の法人は、「消費税課税事業者の選択」を継続するのかもしれないのか、課税売上高1,000万円超の法人は、「簡易課税制度を選択」するのかもしれないのか、検討が必要。

- 消費税の課税事業者の選択等、事業年度が開始する前に届出書類の提出が必要
* 例:10/1~9/30 事業年度の法人で、令和5年10月1日から課税事業者の選択をやめる場合、令和5年9月30日までに「消費税課税事業者選択不適用届出(別紙3)」を所轄税務署へ提出が必要
- 設備投資等の有無で、納税・還付額に影響が出る可能性あるので計画が重要
- まずは従事分量配当・賃借料等が課税仕入れにならない場合を想定しての税額の試算を！
* 令和5年産以降の畑作物直接支払交付金の課税事業者・免税事業者別となる交付単価にも注意が必要

↓
課税事業者を選択しない、又は簡易課税制度を選択することにより、従事分量配当を支給するメリットが減る場合は、

③ 従事分量配当制から給与制への移行や、給与制への移行と併せ、株式会社等への組織変更も選択肢の一つ。

- 給与制であれば給与所得控除55万円の適用が可能となるが、源泉徴収など新たな事務負担が発生することに注意
- 組織変更は法人の将来の目指す方向を踏まえて慎重に検討

①~③の検討は、経過措置がある令和11年9月末まで先送りできる法人もあるが、
④のインボイス登録申請は、売上先との関係を確認し、令和5年9月末までに判断を！

④ インボイス登録事業者になるための「適格請求書発行事業者の登録申請書(別紙2)」は、所轄税務署へ提出！

- 売上先がインボイスの交付を求めるかどうかの確認がポイント(売上先との契約内容等)
- JA、卸売市場への農協特例・卸売市場特例に該当する販売はインボイスの交付は免除
- JA直売所等については媒介者特例の取扱いの関係上、登録事業者となるべきかどうかの確認等が必要
- 制度導入開始の令和5年10月1日から登録事業者になる場合、令和5年9月30日までに所轄税務署へ提出

令和5年10月1日以降の取引における日常記帳の留意点

～消費税課税事業者で一般課税による方法で計算している場合～

- ・ 請求書等に記載のインボイス登録番号を確認の上、仕訳入力する。
- ・ 免税事業者との取引の場合は、仕入税額控除可能割合を設定する。(別紙1)

※ 1万円未満の取引(令和11年9月30日まで)については、インボイスの保存がなくても一定の事項を記載した帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能。
なお、税込1万円未満に該当するかどうかは、1回の取引の課税仕入れに係る金額(税込)1万円未満かどうかで判定し、一商品ごとの金額で判定するものではない。